

フランスにおける福祉国家の成立：福祉国家の思想史のために

HIROTA, Akira / 廣田, 明

---

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and Labour

(巻 / Volume)

45

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

105

(終了ページ / End Page)

152

(発行年 / Year)

1999-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00005943>

# フランスにおける福祉国家の成立

——福祉国家の思想史のために——

## 目次

はじめに

### I 福祉国家の生成

1 福祉国家研究の視座

2 保護者国家から福祉国家へ

3 保険社会の誕生

### II 社会保険法の成立

1 パスツール革命と連帯主義

2 社会法の発展と義務づけ

3 社会保険法の成立

### III 福祉国家の成立

1 社会保障の誕生

廣田 明

2 福祉国家の成立  
3 福祉国家と保険社会  
むすび

はじめに

福祉国家の歴史研究には二つのアプローチが可能である。一つは生活保障の問題への保険技術の適用とその対象領域の拡大を中心とする制度的なアプローチである。もう一つは、市民資格 *citoyenneté* 概念を中心に構成され、社会権 *droits sociaux* を国家が市民に対して負う負債 *dette* と関係づける、哲学的・思想史的なアプローチである。

これまでは第一のアプローチが圧倒的に優勢であった。社会保障 *sécurité sociale* と社会保護 *protection sociale* のメカニズムがいかにして法律的かつ行政実務的に構築可能になり、古典的な生活保障のアポリアがいかに克服されたかを理解するためには、制度史的研究が決定的に重要だったからである。こうした研究は、伝統的な扶助から近代的な福祉国家への移行の法制的な諸条件を詳細に跡づけることを可能にしてくれた。しかし、一九七〇代後半以降に顕在化したいわゆる「福祉国家の危機と再編」の問題、さらには福祉国家の将来や方向性に関わる国際的な議論の活性化とわが国における社会保障構造改革と社会福祉基礎構造改革の議事日程化は、市民革命期から第一次世界大戦前夜までの福祉国家の生成期に真摯になされた原理的な省察（哲学的・思想史的なアプローチ）の再生の必要性を要請しているように思われる。

こうした問題関心に導かれて内外の福祉国家研究にあたる時、フランスの政治哲学者ピエール・ロザンヴァロン *Pierre Rosanvallon* (1948～) の一連の業績を無視することはできないであろう。七〇年代後半から頭角を現した

かれの多彩な研究活動は歴史分析と現状分析の二つの領域を包摂している。より正確を期すなら、かれは歴史分析と現状分析を相互に関連づけながら常に国家管理的・個人主義的な近代性 *la modernité étatique-individualiste* の乗り越えと、政治と民主主義の実証理論 *une théorie positive du politique et de la démocratie* の構築という二つの課題<sup>(1)</sup>に真正面から取り組み、国家／社会関係の将来像を模索してきた人である。このことはかれの研究業績<sup>(2)</sup>が雄弁に物語るところである。歴史的な視野の広さと鋭敏な時代感覚と斬新な問題設定と総合的な洞察力によって、かれは今日のフランス社会科学を代表する論客の一人となった。しかし、わが国ではかれの存在と業績はまだごく一部の人々には知られていない。

かかる研究の現状に鑑みて、本稿ではロザンヴァロンの作品群のなかから、福祉国家の哲学的・思想史的研究に寄与する三つの著作『福祉国家の危機』(一九八一)、『フランスにおける国家——一七八九年から今日まで』(一九九〇)、『新しい社会問題——福祉国家再考』(一九九五)をとりあげ、それらの分析に依拠しながら、フランスにおける福祉国家の成立史に関わる哲学的・思想史的研究のための論点整理をおこない、それを通して全体的な見取り図を描いてみることにしたい。

(注)

(1) ロザンヴァロンが七〇年代後半からこの二つの現代的な課題に答えることを自らの任務として自覚的に引受け、研究活動に従事してきたことは、次の論文の冒頭に置かれた著者自身による研究の回顧が語るところである。Pierre Rosanvallon, 『Boiguibert et la genèse de l'Etat moderne』, *Esprit*, janvier 1982, p. 32.

(2) 私がこれまでに確認しえた限りでいえば、ロザンヴァロンの著作には以下のものがある。便宜的にそれらをA、歴史研究を主とするものと、B、現状分析を主とするもの二系列に分類し、簡単な内容紹介を付しておく(配列は刊行年代順)。

A 歴史分析を主とする作品

- 1 *Le Capitalisme utopique. Critique de l'idéologie économique*. Paris, Seuil, 1979. 『ユートピア的資本主義』長谷俊雄訳、国文社、一九九〇。市場社会の知的生成に関する学説史的研究。本書はスイユ社のポワン双書に収録された際に、*Le Libéralisme économique. Histoire de l'idée de marché*, 1989と改題された。本稿はこの改題版に拠っている。
  - 2 *Le Moment Guizot*, Paris, Gallimard, 1985. 七月王政期の政治過程の分析。
  - 3 *L'État en France, de 1789 à nos jours*. Paris, Seuil, 1990. 市民革命期から今日までのフランス国家の歴史を4つの概念枠組を用いて発生的に分析し、国家／社会関係のフランス的特質を明確にした。
  - 4 *Le Sacre du citoyen. Histoire du suffrage universel en France*. Paris, Gallimard, 1992. 一九世紀末までのフランスの普通選挙の歴史に関する研究。
  - 5 *La Monarchie impossible. Les Charles de 1814 et de 1830*. Paris, Fayard, 1994. 復古王政期のフランス憲章の研究。
  - 6 *Le Peuple introuvable. Histoire de la représentation démocratique en France*. Paris, Gallimard, 1998. 4の続編を成す作品。市民革命期から一九八〇年代までの民主主義的代表制の歴史を総合的に分析している。
- B 現状分析を主とする作品
- 1 *L'Age de l'autogestion*. Paris, Seuil, 1976. 自主管理に関する研究。
  - 2 *Pour une nouvelle culture politique*, (en collaboration avec Patrick Liveret), Paris, Seuil, 1977. 1の問題意識の延長線上で新しい政治文化を探究。
  - 3 *La Crise de l'État-providence*. Paris, Seuil, 1981. 福祉国家の危機について論じたあと、旧自由主義の国家論と新自由主義の福祉国家批判を詳細に検討し、それらの理論的・倫理的限界を抽出する。これらを前提に、最後に福祉国家と連帯社会との関係について著者の構想を提示している。
  - 4 *Misère de l'économie*. Paris, Seuil, 1983. 新聞『リヴェラシオン』に掲載された論評を中心に編まれている。3の論理的続編を成す作品で、八〇年代フランス社会の深層における地殻変動を究明しようとしている。

5 *La Question syndicale. Histoire et avenir d'une forme sociale*, Paris, Calmann-Lévy, 1988. 社会形態という観点から労働組合運動の歴史と将来を論じている。

6 *La République du centre. La fin de l'exception française*, (en collaboration avec François Furet et Jacques Julliard), Paris, Calmann-Lévy, 1988. フランス的例外を主張しうる時代が終わったことを説き、多くの書評欄にとりあげられた話題作(第2版では、それらの書評の抜粋が巻末に一括されている)。

7 *La Nouvelle question sociale. Repenser l'Etat-providence*, Paris, Seuil, 1995. 八〇年代に深刻化した大量失業と排除の増大という新しい社会問題の登場をふまえて、この問題に対応しうる「新しい福祉国家」構想を提示。3の問題意識を継承しながらも、新たに福祉国家の危機を主として「哲学の危機」と捉える立場を明確に打ちだし、新しい福祉国家の課題は何よりも連帯の再構築と社会権の再定義にあると説いて、そのための諸条件を総合的に検討している。

## I 福祉国家の生成

### 1 福祉国家研究の視座

福祉国家を研究しようとする者がまず直面するのは、「福祉国家とは何か?」という問題であろう。今日の福祉国家の危機を説明しようとするときにも、この問いを避けて通るわけにはいかない。また、福祉国家を肯定するにせよ否定するにせよ、この問いに対する回答なしには、その将来や方向性について一定の判断を下すことはできないであろう。これは、福祉国家の原理論に属する問題であり、福祉国家の成立史を解きあかそうとする際の方法論的な立脚点に関する問題でもある。ロザンヴァロンがこの問題に初めてかれなりの回答を与えたのは『福祉国家の危機』<sup>(1)</sup>第1部においてであった。

かれによれば、あまりにも《短期的な》歴史の解説をおこなう場合には、福祉国家の動態とその発展の原動力は捉

えられない。ここで「短期的な解説」とは、「一九世紀と二〇世紀における資本主義と社会主義の運動との関連において福祉国家の発展を位置づける」という歴史認識のことである。視野をこの時代に限定して、福祉国家を「社会主義の代用品」「資本主義と社会主義の中間」あるいは「資本主義の経済的・社会的な不均衡を是正するための補償の運動」として理解することは、最終的には今日問われている事態の解明に役立たないのであり、自由主義とマルクス主義が福祉国家の運動を理解しそこなった理由もここに求められる。この意味で、ロザンヴァロンの福祉国家論は自由主義とマルクス主義に代表される福祉国家論の両面批判と乗り越えを意図したものであり、さらにはそれらに対するオルターナティブを提示しようとするものである。著者の方法的な立場を私なりに要約するならば、「近代国民国家の生成・展開史の立場」と規定するのが適切であろう。著者は「フランスにおける国家」のなかで近代国民国家の4つの「形象」figuresという「新たな概念枠組」を用いて、市民革命期から今日までのフランス国家の歴史的展開を①「民主主義的ナリヴァイアサン」（社会によって設立される主権国家）、②「社会的なものの創始者」（社会的紐帯と統一の生産者たる国家）、③「福祉国家」（諸個人の不確実性の削減者たる国家）、④「経済の調整者」（ケインズ国家）として整理してみせたが、このような近代国家史の発生的・多元論的かつ動態的な把握は、自由主義の国家観にもマルクス主義の国家論にも欠けるところであり、著者の独自の方法的論の歴史的具體化として注目に値する。

## 2 保護者国家から福祉国家へ

『福祉国家の危機』では、著者は「近代国民国家の運動そのものなかに福祉国家の原動力の鍵を求めなければならない」との仮説を提示し、それを裏づけるために次の5つの命題を定式化した。

### 1 近代国家は基本的には保護者国家 *Etat protecteur* として定義される。

2 福祉国家は保護者国家の拡大・深化である。

3 保護者国家から福祉国家への移行は、社会が身体モデルにもとづいて理解されることをやめ、市場モデルのもとで理解されるようになる運動を随伴する。

4 福祉国家は宗教的な救済者 *providence* の不確実性を国家的救済者の確実性に置き換えることをめざす。

5 国家への救済者思想の統合を実践的に可能にし、理論的に思考可能なものにするのは、統計学的な確率の概念である。

以下、これらの命題について若干の説明を加えよう。

保護者国家とは、「一四世紀から一八世紀にかけて思念され彫琢されたような近代国家」<sup>(7)</sup> のことであり、そうした国家論の代表者はホッブス(『リヴァイアサン』)とロック(『市民政府論』)である。かれらが構想した新しい国家は、「安全の産出」と「不確実性の削減」という二つの任務の実現を基礎においていた(命題1)。この意味で福祉国家は保護者国家の正統な継承者であったが、後者から前者への移行は「徹底」*radicalisation* と「修正」*correction* の二重の運動として理解されなければならない。

保護者国家の徹底は、フランス革命期に実行された。国家による所有権と生命の保護が「新たな権利」にまで拡大され、社会権思想が登場する(命題2)。例えば一七九三年憲法の「人間と市民の権利」第21条はそれをこう規定している。《公的な救済は「社会にとっての」神聖な負債である。社会は不幸な市民に労働を与えるか、労働できない人々には生存手段を確保することにより、これらの人々の生活を保障する義務を負う。<sup>(8)</sup> この時代には、所有者しか《真の市民》(完全市民) になれないとみなされていたから、所有者でないすべての市民は《準所有者》*quasi-propriétaires* として扱われ、市民資格から排除された。その代わりに安全と安心の等価物を与える社会機構



を設立し、国家が安全と安心を保障するようにしなければならなくなった。著者はこの市民国家の連帯原理に福祉国家プログラムの最初の定式化をみいだす。

保護者国家の修正は、「社会がそれ自身について抱く表象」<sup>(9)</sup>の変更を意味する。初期の国家理論は社会と国家との有機体的表象 *representation organique* に根拠をおいていた。社会と国家の関係は身体 *corps* の形態で理解されており、政治体と社会体が緊密に絡みあい、政治体は全体の形態であると同時に社会体の頭部であった。この場合は、連帯の表現様式は社会体のなかに合体され、家族、近隣、教区という原初的な社会関係のなかに埋めこまれていた。近代国家が個人を解放したとき、政治経済学の圧力をうけて、経済と社会の次元で個人の表象がしだいに拡大していき、その結果として社会のより《生物学的な》表象すなわち「市場社会」の表象が生まれた<sup>(10)</sup>。この見地からするならば、保護者国家から福祉国家への発展は、カール・ポラニーのいう意味での社会的《破壊》の結果を是正したり補償したりする必要に対応していたのである。

さらに、近代の政治的世俗化の大運動のなかに福祉国家の問題を措定しなおさなければならぬ。この点では、「福祉国家」*Etat-providence* という表現それ自体が示唆に富んでいる。フランスでこの言葉が初めて用いられたのは一九世紀中葉のことである。当時、国家権限の増大を敵視するが、あまりにも急進的な個人主義の哲学にたいしても批判的な自由主義者たち（《キリスト教政治経済学》の旗手たち）が、弾劾の意味をこめて、この表現を使用しはじめた。かれらにとって、福祉国家とは宗教的救済者の救済の不確実性を国家的救済者の確実性に置き換えようとする思想の表現なのであった<sup>(11)</sup>（命題4）。この意味での国家が、神の力だけが分かち与えることができるかと思なされていた僥幸を己の至上命令に転換することによって世俗化を完成した。この国家は《自然》の不平等と運命の不幸を即座に償うことを己の使命とした。福祉国家は世俗国家の極致である。保護者国家が宗教的なものから解放されること

によってその主権性を確立したあと、国家は宗教的なものの最後の微とである救済をわがものとした。こうして慈善と神慮の偶然に国家の規則性がとって代わったのである。

最後に、保険技術の開発がこの運動を強力に支援した。保険メカニズムは市場メカニズムと矛盾しない。究極的には、保険は「みえざる手」(市場)の補完物であり、変形である。保険も市場も、個人利益の追求だけに依拠しながら全体の秩序を産出する。みえざる手としての保険は慈善やある種の善意と同じ効果を生みだす。各人は、リスクにたいして保険をかけるとき、かれの利益しか考えないのに、その結果として個人的な災難が集団的に補償される。こうして「保険社会」<sup>(12)</sup> *société assurencielle* が誕生し、この土台の上で福祉国家が発展するのである(命題5)。

### 3 保険社会の誕生

個人を職業的・地域的な中間団体から解放した市民革命を経て一九世紀になると、社会的なものの管理への保険の導入が不可欠になった。保険は純粹の個人主義的な社会、ウィジョンに結びついたアポリアからの脱却を可能にするからである。一九世紀にとっての最大の問題は、「連帯の原理」(社会はその成員に対して負債を負っている)と「責任の原理」(各人はかれの生活の主人公であり、自分で責任を引受けなければならない)とをいかに調和させるかにあった。これはいわば権利と行動との接合を意味していた。自然の成り行きに任せるならそれは不可能である。個人責任の原理による公的救済権の制限は、個人責任の適用領域が社会生活のなかで明瞭に識別されうると想定していた。しかし、実際にはこれとまったく反対の事態が生じた。産業革命の進展が個人責任と契約の原理だけで律せられる社会調整システムの限界を露呈させたのである。責任の領域のなかで個人が負うべきものと他の要因に帰するものとを識別することはますます困難になった。フランソワ・エヴァールは『福祉国家』<sup>(13)</sup>のなかで労働災害の問題を分析するこ

とによってそれを見事に解明した。生産過程の複雑化が一八〇四年の市民法典によって採用された法律カテゴリーの不適合を惹起したのである。多くの場合、誰が損害賠償の責任を負うかを決めるために個人の直接的な責任に帰せられる部分的な過失を識別することは実際には不可能であった。一九〇四年の市民法典一〇〇年祭にあたり、法律家は、市民法の枠内では適切に処理しえない領域と対象のすべてを網羅した長いリストを作成しなければならなかった。

固有に経済的な領域では、救貧状態 *paupérisme* が上記の原理的な混迷と同一の役割を果たした。一七八九年の間は扶助にたいする権利を、それが自動的な規則によって結局は保障されるものであると同時に、その適用範囲が限られており、残余的なほとんど一時的な性格しかもたないという二重の意味で、「極限的権利」*droit limite* とみなしていた。かれらにとって、分業の発展と所有の拡大に基礎をおく文明の進歩がこの判断を確証するはずであった。ところが一九世紀には、この極限的権利がその適用範囲を拡大していくことを事実が証明する。とりわけ、責任という基準がしばしば軽率に用いられるようになったために、不幸の犠牲者たる個人（良い貧者）と、不用意ないしは計算的な無為徒食者（怠け者）とを区別するのは困難であることがますます明白になった。先験的に境界が確定されていた扶助の問題はいつも国家の全体的な政策という枠組のなかに解消されがちであった。大革命期の政治家が扶助の問題を哲学的には中心的であるが経済的には周辺のな問題とみなしたのであるにたいし、一八三〇年以降の人間は産業化の運動そのものと一体化した救貧状態の発展に対処しなければならぬ。<sup>14)</sup>

公的救済に関する革命期の法律は、その対象となる成人には二つのカテゴリーしかないと想定していた。すなわち「働くことのできない障害者」と「仕事の見つからない健康者」である。革命期の人々には「仕事があっても貧者とみなすことができるほどの低賃金しか得られない人々」がいるとは想像だにできなかった。だが、一九世紀に人々が発見したのは、この現象が大規模に再生産されているという事実であった。貧者は個人であるにしても、貧困は労働

者階級に支配的な大量の社会的事実である。それはプロレタリアという新しいタイプの集団的な社会的身分の登場を象徴する事実である。それは社会組織の土台そのものを揺るがし、かつての所有権と扶助権との緊密な結びつきを破壊する恐れがある。この認識から一九世紀のリベラルの当惑が生まれた。いうなれば《階級》という当惑であるが、これは哲学的な当惑でもあった。<sup>(15)</sup>

社会問題への保険の適用がこのアポリアからの脱却を可能にしたのである。個人の行動と責任という主観的な概念から「リスク」という客観的な概念に移行することによって、保険は社会的なものを異なる仕方で見ようように促す。保険は社会権の適用に関するそれ以前の矛盾の乗り越えを可能にする。リスクの観点からのアプローチの意義は次の三点に要約することができる。第一に、それは、社会的なものの確率的・統計的な次元に準拠している（リスクは計算可能である）ので、個人に関する判断を背景に押しやることができる。状況がリスクの観点から理解されるようになったとき、個人的な過失と個人責任の問題は副次的なものになる。労働災害に関する一八九八年の法律の画期性はまさにこの点にあった。第二に、このアプローチは多数の異なる問題を統一された方式のもとに包括するという利点を提供する。すなわち、労災、疾病、老齢、失業などあらゆる種類の個人的災難を社会的リスクという同一のカテゴリーに還元することができるのである。最後に、それは正義 justice を新たな観点から執行することを可能にする。自然や倫理的あるいは政治的な規範への適合性と理解されてきた古典的な正義の理念にたいして、このアプローチは純粹に契約的な正義の理念（補償制度）を対置する。社会保険は扶助と同じような同意された救済ではなく、国家と市民が対等に関与するところの契約の執行を表す。保険給付は国家の義務であって恩恵ではない。一九世紀後半の保険原理の推奨者が示す熱狂はここに由来している。<sup>(16)</sup>

こうして社会政策を実施するための新しい途が開かれた。もはや、社会政策を基礎づけるために法律的存在あるいは道

徳的な性質の問題設定 *problématique* に訴える必要はなくなる。そして社会保険は、それが義務づけによって一般化されるとき、真に社会的になるであろう。社会保険は一種の「道徳的・社会的な変圧器」<sup>(17)</sup> *transformateur moral et social* の役割を果たす。すなわちそれは、人間の善意の介在なしに安全と連帯を生みだす見えざる手として機能するのである。保険は人口を構成し、各人を全体の一部と化すことによって諸個人を相互に依存させる。前述のエヴァールによれば、《保険は、個人を個人として自由に生活させながらも、各人に全体の利益を享受させることを可能にする。それは社会と個人の自由という二項対立を和解させるようにみえる。》<sup>(18)</sup> 保険はこの場合にはまさに社会契約の制度化である。それゆえに、国家と保険技術は一九世紀の中葉から緊密に協力しあい、不確実性削減の補完的な二形象を体现するようになる。一八五一年に、共済組合主義の指導的理論家エミール・ド・ジラルダン *Emile de Girardin* は国家を《普遍的な保険者》*assureur universelle* と定義した。それゆえに、かれによれば、国家は《現世の救済者》となるのである。<sup>(19)</sup> 確かにかれの計画はまだ実行不可能であった。フランスの場合、それが実施されるには一九四五・四六年の社会保障の誕生を待たねばならなかった。

(注)

- (一) Pierre Rosanvallon, *La Crise de l'Etat-providence*, Paris, Seuil, 1992. 本書の初版は一九八一年に出版されたが、こゝでは九二年版(第3版)に拠っている。本書は三部構成をとっており、巻末に本文の主要論点を資料的に補完するための補遺が付されている。本文は、序論、第一部「福祉国家の危機」、第二部「自由主義・福祉国家の批判から国家なき社会の理論へ」、第三部「福祉国家と連帯社会」から成っている。補遺も三つの部分から成り、それぞれ①「歴史的判断基準」(イギリス、ドイツ、フランスにおける福祉国家の生成史を主要な法令、制度、理論家について簡潔に要約したもの)、②「理論的論争の諸構成要素」(現代の福祉国家批判を4類型に分類し、その特徴を要約的に記述したもの)、③「強制拠出に関するデータ」(強制拠出率からみた福祉国家の国際比較と、フランスの歴史的推移に関する資料)と題されている。以下、本書につい

ては、'Criseと略記する。なお、本稿における（ ）はすべてロザンヴァロンのもの、〔 〕は筆者の補足である。

- (2) *Crise*, p. 20.
- (3) 本書で、著者自身はかれのアプローチの独自性について「保護者国家と福祉国家との区別および両者の関係の明確化に基礎をおく私のアプローチは、一九世紀と二〇世紀に福祉国家が前進したのが社会的であれ、経済的であれ、あるいは国際的であれ、重大な危機の時代であるのはなぜか（という問題）をよりよく説明することを可能にする」（*ibid.*, p. 28.）と述べている。本稿にみるとおり、危機が福祉国家の前進と結びついていたことは、ロザンヴァロンの研究のなかで繰り返し強調されるテーマである。
- (4) 国家の歴史を書くということは、「国家／社会関係の形象がそのなかで形成されたところの諸条件を分析することである」と考えるロザンヴァロンは、国家／社会関係のキー形象として本文にみた4つの基本形象 *figures de base* を導出し、これを国家の「遺伝コード」*code génétique* に措定する。かれによれば、国民国家の現実の歴史は、このコードに基づいた一種の《プログラム》の展開として理解されることである。Pierre Rosanvallon, *L'Etat en France, de 1789 à nos jours*, Paris, Seuil, 1990, p. 15. 以下、本書につづいては、'Etatと略記する。
- (5) *Crise*, p. 20.
- (6) *Ibid.*, p. 27-28.
- (7) *Ibid.*, p. 21.
- (8) *Ibid.*, p. 23. 野村敬造『フランス憲法・行政法概論』有信堂、一九六二、四九八頁（訳語を一部変更）。ここでは一七九三年憲法の条文をあげたが、一七八九年九月から「扶助は社会の義務である」L'Assistance est un devoir de la Sociétéとの観点から、扶助問題の検討が開始され、九〇年一月二一日のデクレ（政令）により国民議会内に「貧民対策委員会」Comité de mendicitéが設置された。この委員会が扶助理論の整備と立法の準備を担当した。詳細については、Comité d'histoire de la Sécurité Sociale, *La Sécurité sociale, Son histoire à travers les textes*, tome I — 1780-1870, dirigé par Michel Guillaume, Paris, Association pour l'Etude de l'histoire de la Sécurité Sociale, 1994, p. 59-112

を参照。邦語文献では、奥田香子「フランスの公的扶助制度確立に関する一考察」(一)『法学雑誌』(大阪市立大学)第37巻1号、同3号、一九九〇・九一)が一九世紀の扶助問題を詳しく検討している。

(9) *Crise*, p. 24.

(10) *Ibid.*, p. 25. 第3命題について若干の補足をしておく。『福祉国家の危機』では、市場社会の表象がなぜ《生物学的な》表象であるかは説明されず、著者は脚注で Pierre Rosanvallon, 《Boisguibert et la genèse de l'Etat moderne》, *op. cit.* の参照を求めている。この論文は、絶対王政期の経済学者ボワギューベルが中世的な伝統に根ざす身体モデルを復権しながらその内実を大胆に修正し、実質的には国王を頂点におく市民社会像を提示することにより、アダム・スミスの富の理論と近代国家理論の双方の先駆者となったことを原典に則して克明に論証している。また、『経済的自由主義』では、スミスの市場社会論の意義を解明した箇所、市場メカニズムが「社会を、もはや政治的(機械的)ではなく生物学的に考察することを可能にする」こと、スミスの社会像は「物理学的というよりはるかに生物学的なものである。かれは力学法則の見地からよりも自□調整の見地から思考する」ことを強調している。 *Le Libéralisme économique. Histoire de L'idée de marché*, Paris, Seuil, p. 46 et 56. 邦訳、前掲、六三、七五頁。以下、本書については *Libéralisme économique* と略記する。

(11) *Crise*, p. 25 et Annexes Fiche 1: Origine de l'expression "Etat-providence", p. 141-142.

(12) 「保険社会」という表現は、François Ewald, 《La société assurancielle》, *Risques*, n° 1, juin 1990 によって学術用語として定着したのではないかと思われる。

(13) François Ewald, *L'Etat-providence*, Paris, Grasset, 1986. 本書は労災補償法と福祉国家との関係を究めた出色の研究であり、その後の福祉国家研究に決定的な影響を及ぼした。邦語文献では、岩村正彦『労災補償と損害賠償—イギリス法とフランス法との比較法的考察』東京大学出版会、一九八四を参照。

(14) Pierre Rosanvallon, *La Nouvelle question sociale, Repenser l'Etat-providence*, Paris, Seuil, 1995, p. 22-23. 以下、本書については *Repenser* と略記する。

(15) *Ibid.*, p. 23.

(16) *Ibid.*, p. 23-24. ロザンヴァロンによれば、保険原理の最初の提唱者はライプニッツ Gottfried Wilhelm Leibniz (1646~1716) である。このハノーヴァーの哲学者は、一六七八年の論考 (*Essays de quelques raisonnements nouveaux sur la nature humain, cité par Gaston Grun, La Justice humaine selon Leibniz*, Paris, PUF, 1956, p. 336-341) のなかで「正義の手段としての保険」の提唱者となった。ホッブスが理論化した《不確実性の削減者》たる国家に、ライプニッツはリスク問題の解決としての強制相互保険 assurance mutuelle obligatoire を対置している。かれの視座からすれば、保険は社会契約にたいする代替物である。保険は社会契約と同じく集合 agglomération と保護という結果を産出するのである。ライプニッツにとって、強制相互保険のメカニズムは（配分的正義により統治される）理想の社会国家 l'Etat social idéal と（交換的正義に基礎づけられる）厳格な法治国家 le strict Etat de droit との距離を縮めることを可能にする。この作品を先がけとして、一八世紀には、社会的紐帯を考えるための三つのモデルが出そろうことになる。すなわち、①（政治的対面関係の合成形態 résultant たる）契約、②（見えざる手として作用して人々を経済的に結びつける）市場、③（連帯という一種の見えざる手として作用する）保険の三モデルである。Repenser, p. 18-19.

(17) *Ibid.*, p. 26. Cf. *Libéralisme économique*, p. 76. 邦訳「前掲」九七頁。この箇所では「スミスにあっては分業が「社会学的変圧器」transformatateur sociologique の役割をはたす」とされている。

(18) François Ewald, *L'Etat-providence, op. cit.*, p. 177.

(19) *Repenser*, p. 27-28.

## II 社会保険法の成立

### 1 パスツール革命と連帯主義

第三共和政期に、パスツール主義 pastiorisme に準拠する新しい社会哲学としての連帯主義 solidarisme が保険社会の発展に決定的な思想的影響力を及ぼすことになった。パスツール革命<sup>(1)</sup>の社会科学の意義はそれが従来の社会認



識にパラダイム革命をもたらした点にある。パスツールの説にしたがえば、諸個人は孤立したモナドではなく、微生物<sup>(2)</sup>というみえない絆によって無意識のうちに相互に結びつけられているのである。こうしてパスツール医学は新たな社会的相互作用の認識に途をひらき、社会関係のヴェイジョンを一新する役割を果たした。それは、すべての生物の間の(外見上の分離を越えた)奥深い相互依存関係に目を開かせることにより、個人的なものと社会的なものとの関係に関するそれ以前の表象の完全な変更を可能にさせ、個人主義的な道徳観に反省を迫るとともに、对症治疗ではなく全体社会的な予防の重要性を教えたのである。<sup>(3)</sup>

連帯主義の旗手レオン・ブルジョワ<sup>(4)</sup>はその著書『社会的生活保障政策』(一九一四)のなかでパスツール革命の意義をこう要約している。《パスツールのお蔭で、新しい人間性の観念が姿を現し、人心に膾炙することができるようになった。人々の間に存在する諸関係をより正確に理解させたのはかれである。かれは、すべての生物すべての人間のあいだに奥深い相互依存関係があることを最終的に証明した。微生物の理論を決定的な仕方<sup>(5)</sup>で定式化することにより、かれは、われわれのなかのそれぞれが他者の知性と道徳性にどれほど依存しているかを明らかにした。『……』<sup>(6)</sup>かれはわれわれに相互義務を教えてくれた。『……』<sup>(7)</sup>かれは科学革命を行っただけでなく、道徳革命を行ったのである。》

レオン・ブルジョワと同一陣営に属する学会の指導的理論家たちは、ここにいう相互依存を「連帯」と読み変えることにより、それ以前の諸世代がそれに囚われて身動きできなくなってしまうところの近代性の諸矛盾<sup>(7)</sup>を乗り越えることができる<sup>(8)</sup>と信じた。すなわち、自律と扶助、権利と義務、個人の自由と国家の介入などの二律背反が連帯という新しい概念のなかに統合され、それらの対立やアポリアがしだいに曖昧になっていくのである。フランス革命期に措置された国家が市民に負う負債の問題もこの枠内では意味を変える。この問題はもはや市民法という交換や補償の

原理だけで律せられるものではなくなり、社会的紐帯 *lien social* の事実そのものに統合されるのである。「相互作用と相互依存」のシステムとしての社会観がそれ以前の個人主義的な社会観にとって代わる。社会的なものとはたんに諸個人の行為の合成形態ではなく、固有の安定性をもつ。これは社会学の用語では社会的なものの創発性<sup>(8)</sup>の発見のことを意味しているが、それが一つの認識革命であることを強く印象づけるために、ジャック・ドンズロはそれを《社会的なものの発明<sup>(9)</sup>》と名づけている。レオン・ブルジョワはかれが一八九六年に提唱した連帯主義<sup>(10)</sup>により、個人という抽象的で先験的な観念を退け、社会権問題の所在を意識的に移動させる。この問題設定の転換すなわち社会的なものへの回帰により、従来の扶助問題は中心から周辺に位置づけなおされる。連帯主義とともに「全体的な社会調整」が時代の課題として脚光をあびるようになる。人々は貧者という特定の人口に関する権利の見地から、社会全体の管理運営という見地へ移行する。全体的な社会調整の視座からすれば、扶助は生活問題を構成する多数の要素のうちの一つにすぎなくなる。保険技術は連帯主義という強力な味方を得たことにより、その地位を拡大するであろう。保険技術はリスクを分散すると同時に社会的紐帯を産出することにより、生活リスクの社会的予防を可能にするがゆえに、連帯主義者は保険革命の熱心な唱導者になる。

## 2 社会法の発展と義務づけ

第三共和政期における社会法 *lois sociales* (社会立法とも訳す。内容的には社会政策を基礎づける法律のこと) の発展はこの保険革命の枠内で実現されたのである。それらのうち近代フランスにおける最初の社会法とみなすことができる法律は前述の労災補償法である<sup>(11)</sup>。この法律の可決にはほぼ二〇年を要した。この法律は、労働災害について、雇用主の直接的な過失を証明しうるか否かを問わず、被災した労働者に補償金を支給することを直接の目的としてい

る。しかし、この法律の画期性、それがもたらした真の断絶は別のところにある。すなわち、この法律は、職業リスクの観点から無過失責任原理を初めて導入することにより、個人責任原理に立脚する一八〇四年の市民法に大打撃を与えたのである。それは、産業社会がもはや個人責任原理だけに依拠するのではない新たな社会調整様式を要請しているという事実の公式かつ荘重な承認であった。同時にこの法律によりリスクの観念が過失の観念から分離された。一八八〇年に下院に上程されたこの法律の論争期間の長さは、この原理的転換がいかに困難と苦渋にみちたものであったかを如実に物語っている。児童労働の保護に関する一八四一年の法律のような他の同じく重要な社会法は、こうした紛議の種にはならなかった。それは何故だろうか？ その理由は簡単である。それらは「禁止」を法律的に定めただけで「権利」を確立したのではなかったからである。また、収入のない人々にたいする医療扶助を義務づけた一八九三年の法律、高齢者・障害者・不治の病人にたいする扶助を義務づけた一九〇五年の法律も白熱した論争を巻き起こすことなく可決された。だが、逆説的にも、この二つの法律こそ、語の厳密な意味で、社会権を絶対的に承認した最初の法律であった。しかし実際には、それらはそれ以前の扶助政策の通常化 normalisation と法規化 regularisation の方式にすぎないと理解された。しかもこれらの社会権は《脅威的な》権利とは思われなかった。なぜならこの権利は特定の個人状況と結びついたものであり、それが先験的に拡張され一般化される恐れはなかったからである。<sup>(12)</sup>

労災補償法は、財政的には限られた影響しか及ぼさなかったにもかかわらず、他の保護立法とは異なる意味をもっていた。この法律は労働関係の理解に新しい途を開き、それが他の領域にも波及するであろうことを識者は予感した。この法律の画期的意義は、たんに権利の空白を埋めたり、個人責任原理と社会的責任原理とを仲裁することにあつたのではない。それは、制度と法的手続きの実施により生活保障を技術的・実務的に可能にすることによって、法律的な合理性そのものを変更したのである。これにより、労災以外の社会的リスクにも法律的に対処しうる見通しが開か

れることになった。<sup>(13)</sup> レオン・ブルジョワはさきに引用した『社会的生活保障政策』のなかで、誕生から死にいたるまで、家庭でも職場でも個人を護ることができ、社会的リスク予防計画の全体構想をうちだすであろう。<sup>(14)</sup> この意味で、連帯主義に主導された社会共和主義<sup>(15)</sup> social-républicanisme 体制のもとで、労災補償法を契機として、本質的な局面転換がなされたのである。社会的リスクをキイ概念にすえる連帯主義の社会哲学は、保険メカニズムのなかに地味ではあるが着実な勝利の媒介者をみいだすであろう。だが、もう一つの難問が未解決であった。それは社会保険の「義務づけ」(強制加入)の問題である。労災補償法はあえてそこに踏み込むことをしなかった。

義務づけに関する大論争が始まるのは、最初の退職年金法案をめぐる議論の渦中においてであった。当時はまだ民間の集団的生活保障システムへの自発的加入という自由主義的原理を保存する共済組合思想が支配的であった。<sup>(16)</sup> 他方では、共済組合設立の自由を制限していたそれ以前の法規を廃止する一八九八年四月の法律が共済組合原理を公認する真実の《憲章》としてもはやされていた。労災補償法によって社会的リスクの観念が普及しはじめたとはいえ、まだその社会的帰趨を正確に予測しうる者はいなかった。しかし、リスク防止(社会保険)が本質的に社会関係への参加を意味する以上、義務づけの問題が議会の審議日程に組み入れられることは時間の問題であった。レオン・ブルジョワ自身は一八九五年に普遍的義務づけはまだ時期尚早であると判断していたが、保険による社会調整の必要性が不可避的に政治と行政をこの方向に駆り立てた。鉱夫の退職年金の義務づけに関する一八九四年の法律はこの方向への第一歩を印した記念すべき法律であったが、これは限られた労働人口しか対象としていなかった。一九〇一年にワルデック・ルソー内閣のもとで、労働者全体を対象とする真に一般的な退職年金法案が下院に上程されたとき、論争の火蓋が切られた。この法案は否決される。一九〇五年に上程された法案も挫折を余儀なくされる。多数派の代議士が《ドイツ的な》性格を有する法案に反発と恐怖を感じ、これを退けたからである。<sup>(18)</sup>

労働者・農民退職年金法が最終的に可決されるのは、一九一〇年のことである。しかしその内容は一九〇一年法案と一九〇五年法案のそれよりずっと後退したものになった。所定の保険料は貧弱であった（労働者、雇用主とも年九フラン）。このため給付される年金もきわめて少額になり、その額は一九〇五年七月の法律によって定められた高齢者扶助手当をわずかに上回るにすぎなかった。しかも受給開始年齢は六五歳と定められた。フランス最大の労働組合全国組織であるフランス労働総同盟（CGT）はこの法律に反対した。その理由は、第一にこの支給開始年齢にあった。CGTは、この年齢まで生き長らえることのできる労働者は五％にすぎないと評価したからである。<sup>(20)</sup> 第二の理由は積立方式にあった。もし被保険者の五％しか受給年齢に達することができないのなら、残りの労働者にとって年金を積立ても実質的には無意味であろう。第三の理由は、年金金庫の管理方式にあった。年金を国家管理に委ねるなら、労働者の金がかれらの搾取に使われるだけだろうというのがその論拠であった。最後にCGTは義務づけに徹底的に反対した。CGTにとって、義務づけは労働者の自治に対する攻撃であり、勤労者にたいする国家と資本の支配の増大がいよいよ何物でもなかった。<sup>(21)</sup> ジョレスを除く社会主義者も反対にまわった。結局、最小限主義に立脚するこの法律は右派も左派も満足させることができなかった。この法律は限られた効果しか生まなかった。破毀院（最高裁判所に相当する）のいくつかの判決により、法律の強制的性格が排除されたからである。その結果、被保険者数は理論的には七〇〇万人になるはずであったのに、その数が減少していった（一九一三年三四三万七、〇〇〇人、一九二二年一七二万八、〇〇〇人）。<sup>(22)</sup> この法律をめぐる事態の推移は、政治的な失敗を意味すると同時に、第一次大戦前夜のフランスの支配的な心性と社会状況を象徴的に物語るものである。

労働者・農民退職年金法は、その限界にもかかわらず、社会共和主義者の政治的な影響力とイニシアチブ能力を示すものである。かれらは、レオン・ブルジョワからワルデック・ルソーを経てアレクサンドル・ミラン<sup>(23)</sup>にいたるまで、社会保険に基づく新しい社会連帯の途を追求した。第三共和政期の公的な社会事業 *Œuvre sociale* を構想し組織化したのはかれらである。かれらは社会保険法の可決（一九二八・一九三〇年）によって最終的に勝利する。この法律を研究するための議会内委員会が設置されたのは一九二〇年のことであるから、法律制定までに約一〇年を要したことになる。

第一次世界大戦の終結とともに、初めて社会保険に有利な状況が生まれた。それを促したのは以下の諸要因である。第一にあげなければならないのは戦争の衝撃である。三〇〇万人以上の兵士が負傷し、戦争未亡人は数十万人に達すると推計された。社会はこれらの人々にたいする「負債」を承認し、集合的連帯の意識が強固にされる。社会的相互依存の事実がいつそう明瞭に感知されるようになった。法律が旧軍人とその家族の権利を承認し、同時に社会問題が旧来の扶助の問題設定から引き離される。こうした危機的状況のなかで、国家が「本来の保険者」として再び脚光を浴びることになる。人々は、事実の学習を経て、無意識のうちに、ドイツ社会政策学派の経済学者アドルフ・ワグナーがビスマルク社会法<sup>(25)</sup>を正当化するために彫琢した理論に接近していった。いまやフランス人も国家が推進力・規制力として社会保険の領域に介入することの正当性を容認せざるをえない。主要な社会勢力も強制保険（義務づけ）の受入れの方向に立場を転換する。戦前には革命的サンジカリスムの教条に囚われていたCGTは、社会改良主義者レオン・ジュオーの指導下で国家介入と制度的な妥協を許容するようになる。雇用主層も以前よりは社会保険の原理に寛容になる。この層の伝統であるバターナリズム的な国家不介入論<sup>(26)</sup>は、不安定な労働者階級を安定させ社会革命の亡霊を祓いのけるべきだという大義名分の前に後退を余儀なくされる。イデオロギー的には義務づけに反対し、国家管理

化のリスクを危惧しながらも、雇用主層も大勢としては社会保険容認の側にまわった。最後に、一八八〇年代からビスマルク社会法の恩典を享受していたアルザス・ロレーヌ地方の復帰が社会政策の統一の問題を突きつけた。こうした有利な情勢にもかかわらず、一九二一年に下院に上程された社会保険法案は一九二四年に下院で可決されるが、上院（地主層の発言力が強い）での審議引き延ばしのために、一九二八年まで日の目をみる事ができなかった。この遅滞は義務づけの原理に対するためのらいがまだ強く残存していたことを物語る。保守層にあっては個人の無責任化の危惧と自発的な生活保障システムの道徳的優位性がまだ広範に支持されていたのにたいし、共産党系のCGTU（労働総同盟統一派）は社会保険法を《民主主義的なまやかし》（ファシストの法律）ときめつけた。<sup>(27)</sup>

一九二八年法は一九三〇年法の条文によって修正・補足されたので、社会保険法が最終的に成立するのは一九三〇年である。<sup>(28)</sup>三〇年法は、年間所得一万五、〇〇〇フラン以下の商工業被用者を対象に賦課方式（疾病・出産・死亡）と積立方式（障害・老齢）を併用した社会保険の一般制度 *regime general* への強制加入を定めたが、鉱夫の制度のようないくつかの特別制度 *régimes spéciaux* についてはそれらの自治を認めた。一般制度の財源については、二八年法の規定（賃金の一〇％を労使折半）を改め、年間所得を五段階に分類し各階層別に定額の保険料を徴収する方式が採用された（その保険料額は各階層の基礎賃金額のおよそ八％に相当する）。国家の財政的拠出（補助金）は農業を除けば少額であった。農業被用者の特別制度では、強制加入を老齢年金に限定し、かつその保険料が労使折半の二％に軽減され、不足分を国庫が補填した。カバーされるリスクは、上述のように疾病、<sup>(29)</sup> 出産、障害、老齢、死亡の五リスクである。疾病リスクについては、一日当たり基礎賃金の五〇％の手当が支給され、治療費と入院費の自己負担分が定率で償還された。出産の場合には同じく一日単位で手当が支給された。障害に関しては、障害により労働を停止する以前の労働能力の三分の二以上を減ずる状態にある場合、原則として当該被保険者の平均年所得の五〇％に相

当する障害年金が支給される。その支給期間は五年間であり、労働能力が五〇％以上回復すると、この年金は打ちきられる。退職年金については、その支給開始年齢は六〇歳であり、少なくとも三〇年間の年平均基礎賃金の四〇％を下まわらない年金が支給される。被保険者が死亡した場合は、遺族にたいして被保険者の平均年賃金の二〇％に相当する一時金が支給される。さらに社会保険法の延長線上で、一九三二年三月一日に、第一子から家族手当を支給する法律<sup>30)</sup>が制定され、雇用主に家族手当金庫への加入を義務づける（保険料は全額雇用主負担）。家族手当法の原理は自由主義経済学者の激しい批判をあびる。家族手当は、一種の生活給的な発想にたつて賃金と家族必要とを相関させているから、パターンリズム的な温情としてそれを支給するのは良いとしても法律によってそれを権利と認め強制することは、かれらには同一労働同一賃金の原則を破壊するものであったからである。いずれにせよ、社会保険法と家族手当法の成立によって、失業をのぞく被用者の古典的な社会的リスク（労災、疾病、出産、家族、障害、老齢、死亡）<sup>31)</sup>について社会保険のシステムが適用されることになったのである。

社会保険金庫は自由に管理運営され（共済組合と同じ当事者自治）、被保険者には金庫選択の自由が保証された（このため金庫の乱立と弱小金庫の消滅という事態を招いた）。一九三五年には一、〇〇〇万人の被用者が社会保険の被保険者になった。この数は当該人口全体をカバーしている。しかしこのシステムは共済組合制度を排除しなかった。一九一〇年法による社会保険は積立方式に拠っていたから共済組合の一種の延長・拡大とみなされることができた。

二〇世紀初頭における共済組合加入者数の著しい増加がこうした制度を容易にした（共済組合加入者数は一八九〇年一三〇万人、一八九八年二〇〇万人、一九一三年五四〇万人へと推移している）。次に、一九三〇年代には、社会保険と共済組合の関係<sup>32)</sup>は、前者を基礎構造とし、後者はそれに付加されそれを補完することのできる契約型の（すなわち非強制的な）補完的メカニズムとみなされた。したがってこの時期のフランス社会保険システムは、全体としてみ



ると、ドイツ的な強制保険制度とイギリス的な共済組合主義 *Mutualism* との一種の複合型である。しかもこのフランス社会保険のハイブリッドな性格はフランス労働組合文化における歴史的総合でもあった。それは、一九世紀末にフランス労働組合運動の一部が心底から愛着していた階級自治の伝統を保存しながら、他方で社会進歩の調停者・原動力としての国家を公認しているからである。<sup>33)</sup>

一九二八年法と一九三〇年法よりも前に、失業者の支援制度がすでにこうした公的制度と自助努力との結合の先例を提供している。一八八〇年代以降、失業者救済の諸制度がさまざまな形で組織され始めた。いくつかの労働組合とりわけ出版工組合が職人組合から借りた古い《旅行資金》*Vaticum*（都市を変えながら仕事探しをする職人を助けるための旅行救済システム）の伝統を復活したし、共済組合は仕事を失った組合員に対する援助を定めていた、などの例がみられる。一八九一年に設置された高等労働評議会は、一八九六年の報告書のなかで、国家が助成金と補助金によって失業基金の発展に介入するよう要請した。ミルランがこの提言を採択し、一九〇五年のデクレにより、共済組合基金が支給する失業手当の一部を国庫が負担する方式が定められた。強制失業保険に関する議論を退けることを可能にしたこの改革が、公的努力と個人責任との結合に途を開いたのである。ミルランはこのシステムの意義をこう説明している。《このシステムの全哲学、その基本原理は、国家の補助金を私的イニシアチブの努力に比例させることである》<sup>34)</sup>。このシステムの経済性は、第二次世界大戦までその有効性を失わないであろう。またこのシステムが存在したためか、戦間期に審議された失業保険法案は一九二七年に上院で凍結される。

(注)

(一) パスツール革命の医学的・社会的意義については、*Etal*, p.130-131 で詳述されている。

(二) 微生物 *microbe* に「こゝろは」 A. J. Kliver & C. B. van Niel, *The Microbe's Contribution to Biology*, Harvard Univ.

- Press, 1956 (佐藤了・丹羽充訳『生物学の発展と微生物』岩波書店、一九六二)、小泉武夫『醜態・ミクロの巨人たちの神秘』(中公新書、一九八九)、丸山工作『生化学の夜明け』(中公新書、一九九三)、木村光『バイオテクノロジーの世界』(NHKライブラリー、一九九六)、服部勉『微生物を探る』(新潮選書、一九九八)、を参照した。
- (3) パスツール革命が社会的に最も強力な影響を及ぼしたのは公衆衛生の領域である。ロザンヴァロンによれば、この革命により、病気に感染した個人を分離し隔離し孤立化させると同時に環境を浄化することを目的とする医療警察的な対処法の時代が終わり、誕生前から墓場まで個人の生涯全体をカバーする予防政策の時代が訪れる。こうした予防政策を担う国家をかれは「衛生主義国家」*Etat hygiéniste*と名づけている。衛生主義国家と福祉国家の違いは、福祉国家が法治国家と主体としての個人に準拠し、「各個人にたいする社会の義務と連帯の諸形態を定めるところの、正義の規則と再分配規範の決定に基礎づけられている」のにたいし、衛生主義国家は「一つの全体として捉えられた社会」を対象とし、個人を護ることではなく、社会的なものを産出することを最終目的とする、とこうに求められる。*Etat*, p. 132-134.
- (4) Léon Bourgeois (1851~1925)。フランスの政治家。一八九五年一月~九六年四月内閣首班。各種閣僚を六回歴任。一九〇二~一九〇六年下院議長。かれによれば、社会正義は、社会契約によって課せられた連帯の絆を各人が自由に承認するの でなければ、実現されない。累進課税、社会保険の発展、無料教育がこの連帯に到達するための主要な実際的手段である。国際連盟の唱導者の一人。一九二〇年ノーベル平和賞を受賞。
- (5) Léon Bourgeois, *La Politique de prévoyance sociale*, t. I, *La Doctrine et Méthode*, Paris, Bibliothèque-Charpentier, 1914, p. 57-58. *prévoyance* に ついては、'所得保障'と いう訳語も可能であるが、①児童福祉、②住宅、③回避しうる病 気(アルコール依存症と結核)、④労働(労働衛生と失業)、⑤障害と老齢という五つの生活領域を包摂する概念であるので、「生活保障」と訳した。この点については、Léon Bourgeois, *ibid.*, t. II, *L'Action*, 1919 を参照。
- (6) 哲学では高等師範学校助教授アルフレド・フイエ Alfred Foulité (1838~1912) とローザンヌ大学教授シャルル・スクンタン Charles Secrétan (1815~1895)、法学ではパリ大学教授セバスチャン・サレイユ Sébastien Félix Raymond Saleilles (1855~1912) とトゥールーズ大学教授モーリス・オーリウ Maurice Hauriou (1856~1929) とボルドー大学教

授レオン・デュギー Léon Duguit (1859～1928)『社会学ではソルボンヌ大学教授エミール・デュルケム Emile Durkheim (1858～1917) とかれの弟子でトゥールーズ大学教授のセレストアン・ブッケレ Célestin Bouglé (1870～1940)』『社会学政策ではパリ大学教授シャルル・ジッド Charles Gide (1847～1932)』などが著者である。デュルケム『社会分業論』(一八九三)も、ここにみた認識革命の一環として読まれる必要がある。

(7) 近代性の諸矛盾との関連で「労働権」の問題を詳述すべきであるが、かなりの紙数を要するのでここでは割愛せざるをえなかった。この点については *Etal*, p. 155-162 と *Revensser*, p. 131-161 を参照。

(8) 創発性 *émergence* (反対語は偶然性 *contingence*) については、『デュルケム』『社会分業論』(田原音和訳、青木書店、一九七二) 所収の訳者解説、四三七頁を参照。

(9) Jacques Donzelot, *L'invention du social, Essai sur le déclin des passions politiques*, Paris, Fayard, 1984.

(10) レオン・ブルジョワは Léon Bourgeois, *Solidarité*, Paris, Armand Colin, 1896 において連帯主義の唱導者となった。

(11) *Etal*, p. 174.

(12) *Ibid.*, p. 174-176.

(13) *Ibid.*, p. 176.

(14) Léon Bourgeois, *La Politique de prévoyance sociale*, t. II, *op. cit.* 全体を参照。

(15) 社会共和主義の意味を考ふるための基本文献は、『Sanford Elwitt, *The Making of the Third Republic: Class and Politics in France, 1868-1884*, Baton Rouge, Louisiana State Univ. Press, 1975; ditto, *The Third Republic Defended. Bourgeois Reform in France 1880-1914*, Baton Rouge, Louisiana State Univ. Press, 1986 による。邦語文献では遠藤輝明「フランス・ディリジスムの源流——第三共和政の確立期におけるディリジスム——」(同編『国家と経済——フランス・ディリジスムの研究』東京大学出版会、一九八二、一五八〇頁)がさまざまな示唆を与えてくれる。

(16) 一九世紀の共済組合については、『*Etal*, p. 167-170 を参照。邦語文献では、中上光夫「一九世紀末におけるフランスの共済組合(上)(下)」(『三田学会雑誌』72巻4号、5号、一九七九年八、一〇月)が詳しい。また、共済組合の通史について

は、高藤昭「フランスの共済組合について」『海外社会保障情報』90号、一九九〇）が有益である。

- (17) Pierre Marie René Waldeck-Rousseau (1846~1904)。フランスの政治家、弁護士。一八八四年の「職業組合法」と一九〇一年の「非営利団体法」制定の立役者。ドレフェス事件では、ドレフェス擁護のために共和派を結集するとともに社会主義者ミルランと提携。一八九九年六月内閣首班に就任（ミルラン入閣）し、社会政策を推進（一九〇二年六月まで）。一九〇二年に中等教育の大改革を行なう。

- (18) 参考までに、一九〇一年の法案に関してなされた商業会議所と職業組合にたいする下院アンケート調査の結果を掲げてお  
 へ (Comité d'Histoire de la Sécurité Sociale, *La Sécurité sociale, Son histoire à travers les textes, tome II—1870-1945*, par Pierre Leclerc sous la direction de Michel Lagrave, Paris, Association pour l'Etude de l'Histoire de la Sécurité Sociale, 1996, p. 142.) 以下では、本書を *Sécurité sociale II* と略記す。

I 強制老齢退職年金について

	賛成	反対
商業会議所	一一	六九
雇用主組合	五六	一八二
混合組合	七	一四
労働組合と労働取引所 (*)	七六	八六一
農業組合	一〇三	八九二
計	二五三	一〇一八

(\*) Bourses du travail

II 金庫の国家管理について

	賛成	反対
商業会議所	一一	五五
雇用主組合	一一	一〇二

混合組合	1	13
労働組合と労働取引所	48	126
農業組合	76	616
計	136	912

III 労働者と雇用主の折半拠出について

商業会議所	賛成	3	反対	47
雇用主組合	6	159		
混合組合	1	9		
労働組合と労働取引所	24	744		
農業組合	64	26		
計	98	985		

(19) この法律の主要条文については、*ibid.* p. 168-169 を参照。議会レヴェルでの連帯主義については、田端博邦「フランスにおける社会保障制度の成立過程」(東京大学社会科学研究所編『福祉国家2 福祉国家の展開「1」』東京大学出版会、一九八五)が、一九〇二年の下院社会保障委員会の決議を訳出している。やや長文になるが、フランスにおける「社会的連帯の原理」に関する理解の核心部分を示す重要な決議であるので訳出箇所を全文引用させていただく(訳文は原文のまま)。「社会的連帯のサーヴィスの創設は共和国の義務である。社会的連帯は、法律で定められた当事者に対して権利を承認し、権利を主張する手段を与えるという点で慈善と根本的に異なっている。社会的連帯の原理は、保険 *assurance* と扶助 *assistance* の二つの形態によって実現されることを要求している。保険については、その目的は、すべての国民に対して、自己の個人的収入による老齢、障害年金を獲得する手段を設定することである。扶助については、老人または障害者が何らかの

理由によって収入を奪われた場合に、彼らを扶助するために介入することは国民の厳格な義務である。社会的連帯の負担に對してすべての国民が拠出する義務は、これらの諸前提の必然的な帰結である。」(上掲論文、一三七頁)。この箇所において田端氏がいうように、「二〇世紀初頭の時期に、社会保険と公的扶助について、受給権が『権利』として構成されたことにまず注目しておくべきであろう。」(同、一三七頁。『』は原文の「」)。さらに、退職年金法をめぐる「リベラリズムの立場」と「強制原則」の主張者たちとの対立点については、同、一三八―一四〇頁を参照。社会保障法における社会連帯原理の位置づけについては、高藤昭『社会保障法の基本原理と構造』法政大学出版社、一九九四を参照。福祉国家と社会連帯原理との関係についても、同「社会連帯の法理と福祉国家」(『社会労働研究』第40巻第1・2号、一九九三、三四―六三頁)を参照。

(20) *Etat*, p.177.

(21) この法律にたいする労働組合の態度に関する詳細は Henri Hatzfeld, *Du paupérisme à la sécurité sociale, Essai sur les origines de la sécurité sociale en France 1850-1940*, Paris, Armand Colin, 1971, p.56-64 et 229-249 を参照。

(22) *Etat*, p.177. 破産院の判決の内容については、田端博邦、前掲論文、一四二頁を参照。

(23) Alexandre Millerand (1859-1943)。フランスの政治家。労働問題に関心をもつようになり、急進共和主義から社会主義に移行。一八九六年以降、普通選挙による権力の平和的な掌握の必要を説いてゲード派(マルクス主義)と対立。一八九九年六月、ワルデック・ルソー内閣に商工大臣として入閣し、種々の社会法(とくに二〇時間労働法)の制定に献身。一九〇三年、主著『フランスの改良主義的社会主義』を刊行。一九〇四年にフランス社会党を除名されたあとは、社会共和主義者として活躍。ブリアン内閣(一九〇九―一〇)の公共事業大臣、ポアンカレ内閣(一九二二―二三)とヴィヴィアニ内閣(一九二四―二五)の陸軍大臣を歴任。第一次世界大戦後は、内閣首班(一九二〇・一―九)を務めたあと、第三共和国第一代大統領に就任(一九二〇・九―二四・六)。

(24) 第三共和政期には、公的な社会事業以外に、製鉄業がモデル産業になって雇用主による社会事業が広範に展開したことに留意しなければならない。この点については、H. Brice, *Les institutions patronales. Leur état actuel, leur avenir*, Paris,

Rousseau, 1895; Robert Pinol, *Les oeuvres sociales des industries métallurgiques*, Paris, Armand Colin, 1924; A. Sayour, *Les oeuvres sociales du patronat*, Paris, Editions du Réveil Economique, 1928; Jean Duporcq, *Les oeuvres sociales dans la métallurgie française*, Paris, Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1936 を参照。

- (25) ビスマルク社会法については、*Crise, Annexes* Fiche 4: Bismarck et la formation de l'«Etat social» en Allemagne, p. 149-153 を参照。

(26) 社会カトリシズムに帰依するかそれに親和的な開明的雇用主層はフランス革命以来の伝統である営業の自由を守るために国家介入をきらい、個別企業ないしは業種単位で社会事業を精力的に推進し、国家介入を排除しようとした。この層の patro ナージュ patronage ないしはパテルナリズム paternalisme の思想の指導的理論家は、第二帝政期と第三共和政初期に活躍した鉱山技師出身の社会学者フレデリック・ル・フレ *Frédéric Le Play* (1806~82) である。この問題については注 (24) にあげた文献以外に、拙稿「フランス革命以後における中間集団の再建」(『土地制度史學』第二二七号、一九九〇)と拙稿「フランス・レジオナリズムの成立——ル・ブレエ学派における家族、労働、地域——」(遠藤輝明編『地域と国家——フランス・レジオナリズムの研究』日本経済評論社、一九九二、五一—一〇一頁)を参照。またパトロナージュとパテルナリズムとの関係については、Gérard Noiriel, "Du «patronage» au «paternalisme»: la restructuration des formes de domination de la main d'oeuvre ouvrière dans l'industrie métallurgique française", *Le Mouvement social*, n° 144, juillet-septembre 1988, p. 17-35 を参照。

- (27) *Etat*, p. 180.

(28) 一九二八年法については、*Sécurité sociale* II, p. 261-276 を、一九三〇年法については、*ibid.*, p. 365-376 を参照。邦語文献では、加藤智章「フランス社会保障制度の構造とその特徴——ラロックプランの成立まで——」(『北大法学論集』第35巻第3・4合併号、一九八四、一四七—一五八頁)と田端博邦、前掲論文、一三七—一六一頁を参照。いずれも両法の立法過程と性格と異同を詳しく分析している。

- (29) 社会保険法以前には、共済組合が疾病リスクに対処していた。

- (30) 家族手当法の正式名称は「労働法典第一編第三・IV章と市民法典二二〇一条を改正する一九三三年三月一日の法律」である。その全文は *Sécurité sociale* II, p. 427-431 に収録されている。上村政彦「フランス家族手当法の生成と発展」(『国際社会保障研究』健康保険組合連合会、10号、一九七三、一一九頁)と加藤智章、上掲論文、一五九―一六四頁をも参照。
- (31) *Etat*, p. 180-181.
- (32) 社会保障と共済組合との関係については *Etat*, p. 181 及び Bernard Gibaud, *De la mutualité à la sécurité sociale*, *Conflits et convergences*, Paris, Les Editions ouvrières, 1986, notamment p. 92-104 を参照。
- (33) *Etat*, p. 181.
- (34) *Ibid.*, p. 182.

### III 福祉国家の成立

#### 1 社会保障の誕生

《勤労者とその家族を、かれらの稼得能力を削減したり消失させたりする恐れのあるあらゆる性質のリスクから護り、かれらが蒙る出産 *maternité* 負担と家族負担に対して責任をもつことを目的とする社会保障の組織が制定される》<sup>(1)</sup>、社会保障の一般的組織化に関する一九四五年一〇月四日のオールドナンス(政府命令)の第一条は社会保護の問題への新たなアプローチをこう表現している。社会保障という名称に代わって「社会保障」*Sécurité sociale* という名称が初めて採用されたことは、それを象徴している。とはいえこのオールドナンスを受けた「社会保障の一般化に関する一九四六年五月二二日の法律」<sup>(2)</sup>(以下、四六年法と略す)は、一九三〇年に実施された諸原理との根本的な断絶を画するものではない。被用者と雇用主の保険料による財源調達方式に変化はないし、カバーされるリスクの種類



も同じである。まずは量的な変化が注目される。一つは給付水準が大幅に引き上げられる（当然のことながらそれに応じて保険料率が改定される）。GDP（国内総生産）にしめる社会保障支出の額は一挙に九倍になった（一九三八年にGDPの〇・九%、一九四七年に八・一%）。他方で極端に細分化されていた制度が統一され拡大される。この法律はすべてのフランス人に社会保障への加入を義務づけ、単一の一般制度の創設を定めている。この意味で、この量的改善と普遍化の運動は一八九八〜一九三〇年に開始された社会共和主義的な生活保障プログラムの到達点をなすとはいえ、この運動が、強制保険思想によって除々に代替されてきた社会権思想を再指定することによって、文化的な次元の断絶を行なうことを忘れてはいけない。社会保障という名称の採択はこの断絶を象徴するものだったのである。一九四六年憲法の前文は社会権をこう再定義している。《国民は個人と家族にそれらの発展を保障する。国民は万人に、とりわけ児童と母親と高齢の勤労者に医療保護、物的保障、休息と余暇を保障する。年齢、肉体的もしくは精神的な状態、経済状況のために働くことができないすべてのひとは、共同社会 *communisme* から適切な生存手段を獲得する権利を有する》<sup>(4)</sup>一九四八年二月一〇日に国際連合が公布した世界人権宣言の第二二条は、もっと明快に、《すべてのひとは、社会の一員として、社会保障の権利を有する》<sup>(5)</sup>と謳うであろう。

社会の将来にとって根本的な意味をもつことになるこの新たな社会権の承認は、奇妙なことに、一九四六年憲法の票決に際してどんな論争、どんな深遠な省察の対象にもならなかった。<sup>(6)</sup>この状況を説明するには三つの要因を考慮する必要がある。第一の要因は時代の脈絡である。第二次世界大戦の経験が新たな共同的試練になり、それによって社会的紐帯が固められた。一九四五年には、あたかもフランスが社会の再構築、社会契約の象徴的な再定式化の時代を迎えたかのごとくに、すべてが推移していった。一九四二年のベヴァリッジ報告『社会保険および関連サーヴィス』が初めて明示的にこの紐帯を作ったのであり、次に西ヨーロッパ諸国の大半がこの報告から着想をえた。ベヴァリッ

ジにとって問題は、戦後の新しい社会秩序を準備することにより、戦闘に意味を与えることであつた。かれはこう書いている。《個々の市民は、かれの政府がよりよい世界のための計画を実施することを感知すればするだけ、戦争の努力に献身する気になるだろう。》大西洋憲章も同じ関心事を書き記している。フランスでは、レジスタンス全国評議会の綱領がこのヴィジョンを共有するであろう。前述の法律の票決に際して共産党の労働大臣アンブロワーズ・クロワザは、社会保障が《われわれが通り抜けてきた恐るべき試練から生まれた》と語つた。社会保障は戦争にたいする一種の道徳的負債として承認されたのであり、このためにそれは原理的な省察の対象にならなかつたのである。その結果、それが確認しようとする社会権は債権 *drois créances* と混同されて、社会的負債の計算のなかに含められた。第二に、経済的脈絡も新たな社会権の承認に貢献した。四五年以降、巨大な戦後再建の努力が開始されたが、財源は限られていた。割当配給制だけが相対的に平等な仕方での資源配分を可能にする。パンと牛乳と肉は市場原理だけでは配分しえない。各人の「必要」に応じた配分だけが正当である。数年間続いたこの割当配給制の経験が経済的・社会的平等感情の醸成に決定的なイデオロギー的役割を果たした。社会保障制度は、一定数の一次的必要の充足を市場の調整に委ねないという意思に依存している。成長の時代の開幕がこのアプローチをますます有効にした。最後に、ケインズのマクロ経済政策がこの野心を経済的に正当化することを可能にし、公共投資と共同支出の社会化が経済の均衡と成長の原動力になった。それにより福祉国家の発展と経済活力の維持とは矛盾しないと考えられるようになった。社会保障はもはや経済が耐え忍ぶべき費用とはみなされなくなった。ケインズ政策は、古典的な均衡理論の擁護者と、純粹な市場論理の社会的破壊作用の道徳的補償の必要性を強調する《社会的経済》 *l'économie sociale* の支持者との対立を乗り越えることを可能にした。ケインズは、経済的なものと社会的なものを分断しない一つの経済社会ヴィジョンを提示することにより、一五〇年にわたる社会権をめぐる法律的論争と道徳的省察を事実

上終息させ、社会次元におけるパスツール革命に匹敵する革命を経済次元で実行したのである。<sup>(12)</sup>

## 2 福祉国家の成立

以上にみた三つの要因のために、人々は社会保障制度にその実際的内容を大幅に越える過大な意味を付与することになった。しかも、その後の社会保障の歴史そのものが、四六年法を過大評価させることに貢献した。これにもいくつかの理由を考えることができる。まず第一に、この制度が予定していた社会保障の適用範囲の一般化はきわめて漸次的にしか実現されなかった。一九五三年には社会保障の権利をもたないフランス人がまだ二五・三%もいた。一九五二年の独立業種による制度統合の拒否がこの数字の大半を説明する。当時《ノン・ノン》と呼ばれた人々（統合拒否派）は一九六六年にやっと疾病保険を受け入れる。こうした拒否派は一九七〇年に四・四%、一九八〇年には〇・八%に減少した。第二に、四六年法に定められた制度の一元化は死語と化したままである。一般制度の傍らで多数の特別制度が存続し続けた。一般制度は当初それに加入していなかった人口を統合した（四八年に大学生、五四年に戦争未亡人と戦争孤児）とはいえ、一九八〇年にも被保険者の八〇%しか結集していない。農業経営者、小売商人、手工業者、鉱夫、鉄道員、船員、公証人の書記、軍人は特別制度に分属したままである。だから八一年に『社会保障はいつも完成途上にある』<sup>(13)</sup>と題する書物が出版されたのである。第三に、一九六七年八月のオールドナンスにより社会保障障金庫の被用者代表選挙が廃止され、理事会における被用者代表数が削減されたが、このことがかえって四六年法の諸原理の威光を再強化する結果になった（選挙制度が復活されるには一九八三年を待たねばならなかった）。これらの理由が強力に作用して、四六年法を神話化させ、それに既得権の保障と将来モデルという二重の地位を与えることになった。この法律は原理を理論的に承認したにすぎないのに、まるでこの原理が乗り越え不可能な地平をなすと

もういように、次にはその適用のために永続的に戦わねばならなかった。組合要求の分析は四六年法にたいする二重評価を見事に浮き彫りにする。すなわち組合運動は、《後退》を阻止するための戦いか、あるいは戦いを撤回してその代わりにモデルの改良の見地から要求を突きつけるか、を交互に繰り返しているのである。<sup>(14)</sup>

さらに四六年法には看過しえない不備がある。それは、まず、失業という基本的リスクを社会保障の対象から除外している。確かに失業は解放期には限られた現象であった。労働力が著しく枯渇していたからである。この時期の唯一の失業は、爆撃と国内の戦闘によってもたらされた破壊に結びついた、厳密に一時的な種類のそれであった。一九四五年一〇月一五日現在の失業者数は五六万五、〇〇〇人と記録されている。しかもこれらの人々は、四四年五月二〇日の法律により賃金の七五%の手当を支給されることになったので、十分な補償を受けた。この一時的失業は一九四六年の初めには解消された。この時点では一八〇〇〇人の被救済失業者しか記録されていない。だが、これだけでは、四六年法における失業除外を説明したことにならない。新しい社会権の承認もまた暗黙のうちに社会の共同義務——戦後再建の義務——の履行を促した。各人は、軍事的な戦争に代わって、《腕まくりして》《生産合戦》に参加するよう督励された。これらの事情により、フランス革命初期に表明された扶助権と労働義務の結合が事実上実現され、二月革命期に大論争を巻き起こした労働権 *droit au travail* が実質的には保障されたのである。実際、一九四六年には、壮健でありながら働かない者は一種の社会的寄生者とみなされた。したがって当時は誰も、一九二七年に上院で凍結された失業保険法案を再度上程しようなどとは考えなかった。政府が失業問題に対処し始めるのは一九五一年三月一二日のデクレによってである。しかしこのデクレは失業を真に権利の見地から捉えていない。それは、年齢、居住地、所得というきわめて厳格な三条件を付した失業扶助制度を実施することで満足している。手当を受給できるのは、失業基金を有する市町村に住む失業者だけである。ここでは失業はまだ基本的に扶助の見地から理解さ

れている<sup>(15)</sup>。

この状況が変化するのは、一九五八年一二月に労使交渉の対象となった失業保険制度によってにすぎない。その結果、商工業雇用保障協会 (ASSEDIC, Association pour l'Emploi dans l'Industrie et le Commerce) が創設される。公益代表と労使の三者で管理されるこの協会は、失業基金間の衡平を保障する商工業全国雇用保障連盟 (UNEDIC, Union Nationale pour l'Emploi dans l'Industrie et le Commerce) に再編成される。それらの財源は賃金から拠出される保険料である。次に、失業に関する社会保護の契約的で保険的な性格が一連の業種間協定の全体によって確認される。これらの業種間協定とは、①部分的な失業補償に関する六八年二月二二日の協定、②雇用保障に関する六九年二月一〇日の協定、③六〇歳以後に解雇される被用者のための従前所得の保障に関する七二年三月二七日の協定、④経済的解雇の対象になる人々のための待機付手当に関する七四年一〇月一四日の協定、のことである。国家は、六七年七月一二日のデクレが採用した ASSEDIC 手当に付加される公的援助の支給という観点から、六三年一二月に創設された雇用の流動性を促進するための予算基金 (FNE, Fonds National d'Emploi 全国雇用基金) を利用して、補足的に介入したにすぎない。しかしながら七〇年代末以降、失業増加に直面して国家の財政的関与が増大した。国家は、保険料を払ったことのない失業者（職を求める若者、再就職を望む主婦）に失業手当を支給するため、また財政措置により失業保険の財源を補填するため、あるいは被用者の転職を助けるために、財政的に関与するようになった<sup>(16)</sup>。

退職年金に関しても、四六年法の諸規定が契約的な措置によって補完されねばならなかった。まず四七年に幹部職員 cadre のために補足退職年金制度が制度化された<sup>(17)</sup>。次にフランス全国経営者評議会と諸組合が六一年一二月八日の協定により、非幹部職員のための補足退職年金庫の調整機関である補足退職年金制度連合会 (ARCCO) を発足

させる<sup>(18)</sup>。この機関は主として衡平の役割を果たす（いくつかの金庫は多くの保険料負担者を有しながら年金受給者が少ないのたいし、他の金庫は逆の状況におかれている）。最後に七二年二月二十八日の法律により<sup>(19)</sup>、すべての被用者に補足制度への加入が義務づけられる。国家は退職年金の領域でも、雇用の領域におけると同じように、事実上脇役ないしは制度の破綻をくいとめるための介助者の役割をはたすことで満足している。フランスの国家は、基本的には、契約的起源の諸規定を法律によって一般化し、それらを義務づけることにその役割を限定してきたのである<sup>(20)</sup>。

### 3 福祉国家と保険社会

契約的諸規定と強制保険のシステム。フランスの社会保護システムは法律的には国家管理的なシステムではない。この点で福祉「国家」という呼称は適切であろうか？この問題は、現代の国家像についてと同じく、国家の社会にたいする関係の今日的性質について問いただすように促す。この問題をより明確にするには、福祉国家状況 situation d'état-providence<sup>(21)</sup>という呼称が事実上二つの異なる現象を指示していることを理解しなければならない。

#### (1) 社会的外在性のプラグマティックな形象としての福祉国家

フランスの社会保障は保険料システムによって財源を調達している。これが、租税による財源調達部分が支配的な国との違いである。しかしこの法律的区分は限られた意味しかもたない。強制賦課金 versement obligatoire の性格をもつ社会保険料は経済的にいえば準租税 quasi-impôt である。租税と社会保険料を集計する「強制拠出金」prélèvements obligatoires<sup>(22)</sup>概念の妥当性はここに由来するのであり、またそれにより社会保障負担の唯一の有効な国際比較が可能になるのである。社会保険システムの共済組合的性格は、それが法律により一般化されるやいなや、しだいに消失する。それと同時に国家とこのシステムとの区別があいまいになり、国家はこのシステムと一体化する。国家

とは人間の諸権利と身体の保全を護る独占的な代理機関の制度化である。超リベラルの政治哲学者ノジックの<sup>(23)</sup>ように、国家は他の制度と同じ一つの制度にすぎず、安全というその《製品》*produits*の独占によってその特性を保持するにすぎないと評価するのは反対に、社会的に一般化に向かう諸制度は《国家という特有のもの》になると主張することができ。この言い方は、社会的なものを護る外在性*l'extériorité protectrice du social*の形象としての国家という一般に深く根をおろしたヴィジョンを踏襲したにすぎない。この場合には、諸制度が私的であれ公的であれ経済組合的であれ、それらの法律的な性質はまったく同じである。私的保険も、それらが強制的に補償されねばならぬリスクにつき保険料を徴収するかぎり、《国家的なもの》になる。たとえば、一九五八年に自動車リスクの責任分担を義務づけることになった諸条件は一九八八年に労災補償法を制定させた諸条件の再現である。<sup>(24)</sup>当初、不測の事故の犠牲者を救済するために運転手の民事責任が問われたにもかかわらず、その損害補償システムは市民法の個人責任原理とは異なる一種の法的示談*transaction legale*として構想された。損害賠償権の開設にあたり歩行者の過失を完全に免責した一九八三年の法律以来、交通事故もまた普通法の下におかれ社会的リスクとなった。この傾向が不可逆的であるとすれば、国家の関与の度合いがますます大きくなり、この種の私的保険料も真実の準強制拠出金になると評価することができる。確かに、個人による保険会社の自由選択と、その結果としての料金競争が、この過程を理解しにくくしている。しかし、根底で、国家と保険システムとの緊密な絡み合い*imbrication*の増大は社会的なものと同じ調整形態に従っている。鎖の一方では保険会社間の再保険*réassurance*の手続きがそれらなりに普遍化の様式を構成するのにたいし、その他端ではテロや犯罪行為による損害に関して国家が被害者の補償の義務を認める場合のように、国家が巨大再保険者ないしは究極の直接保険者の役割を果している。さらに保険会社は国家と同じように実際に規則を定める、すなわち拘束的な社会規範を作る。保険を請け負うことは義務であるが、保険者はその代わ

り虚構的に契約の形をとるにすぎない規範をそれらの顧客に課している。<sup>(25)</sup> 法律システムのように強制的ではないとはいえ「調整形態としての福祉国家」から生まれる社会化に結びついたこの機械的外在性に、社会化手続きの複雑さと不透明性に結びついた道徳的外在性がつけ加わる。これらのシステムが執り行なう再分配作業は実際には諸個人にとつて不可視化し、<sup>(26)</sup> 同時にそれらの技術的な正当性までが失われる。こうなると、保険メカニズムの本質的に再分配的な性質がもはや知覚できなくなってしまう。しばしばみられる保険と再分配とを対立させる議論はこれを端的に語るものである。

(2) 保険と扶助との区別の消失としての福祉国家

社会保障は、社会保障と同じように、扶助領域を最小限に縮小し、扶助を社会保障の残余的手続きとみなしうるようにするを最終目的としてきた。この問題に関して、政府が新名称を採用し、それにより旧来の扶助との断絶を浮き彫りにしようとするのは一九五三年一月二三日のデクレによってである。このデクレは扶助を「社会援助」*aide sociale* に名称変更する。このとき以来、次にみるような一連の措置がこの領域に介入した。すなわち、①一九五八年の国民連帯基金の創設、②一九五八年の、危機に瀕した児童の司法的保護の実施、③一九六四年の、保健福祉活動の県担当部局の創設、である。リスクに見舞われているか、貧困に脅かされているか、道徳的危機に瀕しているか、これらの条件に該当する一連の人口のすべて（高齢者、障害者、未婚の母、苦境にたたされた未成年者）が順次区別され、それぞれについて専門のソーシャル・ワーカーによって運営される専門の制度が実施された。（扶助は伝統的には市町村の権限<sup>(27)</sup>であったため）一九五〇年代の初頭には存在しなかった国庫負担の社会福祉活動が、一九八〇年には二七〇億フラン（国家の予算総額の約五％）を占めるにいたった。これは、すべての社会保障支出を含む国民の社会保障予算全体のなかでは些細な額である。しかし一九二〇世紀初頭の扶助支出総額<sup>(28)</sup>と比較するなら、それは





Source : C. Renaudot de Lebrari et J. Roussel, *Typologie des assurances obligatoires*, Paris, L'Argus, 1984.

図1 義務づけ数の推移 (1945-1982)

莫大である。特定人口を社会復帰させることを目的とするこれらの社会援助に、さらに世帯にたいする一連の財政的援助——住宅手当、単親手当、新学季手当など——の全体が付加された。これらの手当は一定の所得上限以下の世帯に支給される。この援助システムは、一九七〇年代に対人援助がより無差別な施設援助に代替し始めてから、顕著に発展した。この種の手当は自動的に支給されるから、この社会援助形態は「事実上の」権利をなすという特性をもつが、それは普遍的ではないから、個別的な権利である。それゆえ、それらは所得と無関係に自動的に支給される家族手当のような社会権とは対立する（家族手当は平等権の原理に立脚しているので、それに所得上限を導入しようとする企図はいつも退けられた）。名称を変えたとはいえ、このように社会扶助は本質的な役割を果たしている。しかし、その量的な拡大と、一連の世帯援助のような扶助と社会権との中間地帯

の開拓が、しだいに扶助と社会保障制度との境界を消失させた。その結果、福祉国家状況の全体的な知覚が生まれ、最終的な受益者の観点からすれば、保険と扶助との区別は事実上識別不可能になる。<sup>(29)</sup>

(3) 福祉国家と強制保険の拡大

二〇世紀の初頭に激しく戦われた義務づけに関する論争は、一九六〇年代に事実上完全に乗り越えられた。社会保障法の諸規定を越えて、近代保険法の進化が実際に社会調整の諸条件を覆すことに貢献した。最初の社会住宅法である一八九四年のシエグフリード法<sup>(30)</sup>以降、国家は低廉住宅<sup>(31)</sup> (HBM) 戦後の適正家賃住宅 HLM の前身、HBM の場合は持ち家と賃貸の両タイプがあった) の購入者に保険加入を義務づけた。その目的は住宅の販売者を保護するとともに購入者の子孫のために所有権の取得を守ることであった。一九三〇年代以降、自動車と輸送手段の発展が国家にいくつかの領域で強制保険制度を發展させるように促した(一九五八年の、自動車運転手を対象とする強制保険の創設まで)。これらの義務づけは六〇年代にますます増加し、一九七六年からは『保険法典』の個別の一章を成すまでになった(図一参照)。

社会保障と犠牲者の賠償保障という思想が、保険社会の漸次的な發展の原動力となった。保険社会においては、社会的効用という目標がしだいに全面的な契約の自由に優先するようになる。こうして、さまざまな種類の偶然(不確実性) *aléa* が、リスク防止という同一目的の手続き全体によってカバーされることになる。その結果、福祉国家と保険社会とは、理論上は異なる再分配規範に依拠するにもかかわらず、しだいに識別不可能になるのである。<sup>(32)</sup>

(注)

- (一) Comité d'Histoire de la Sécurité Sociale, *La Sécurité Sociale, Son histoire à travers les textes*, tome III—1945—1981, dirigé par Alain Barjot, Paris, Association pour l'Etude de l'Histoire de la Sécurité Sociale, 1997, p. 5. 1)

のオールドナンスに関する準備段階と審議状況については、*ibid.*, p. 9-52を参照。以下、本書については *Sécurité Sociale III* と略記する。加藤智章『医療保険と年金保険』北海道大学図書刊行会、一九九五、三一―五七頁と田端博邦、前掲論文、一一五―一三六頁をも参照。

- (2) この法律については、*ibid.*, p. 76-79を参照。この法律は憲法制定議会の議長の要請で、審議なしに可決された。*Ibid.*, p. 75. この資料集の編者によれば、議長が無審議を要請した最大の理由は、高齢者層への退職年金の拡大に関して政党間で手柄争いが起きるのを避けるためであった。また、この議会終了後（四六年一月）に実施されることになっていた新憲法による初めての総選挙のために、会期内に法案を可決し、とくに高齢者に有利な規定を採択したいという意思も働いた。邦語文献では、加藤智章『医療保険と年金保険』上掲、一〇四―一一頁がこの法律に詳しい。

(c) *Elat*, p. 185.

- (4) 野村敬造『フランス憲法・行政法概論』前掲、六五二頁を参照。ただし本稿での訳語は本書とは異なる。

(5) 高木八尺・末延三次・宮沢俊義『人権宣言集』岩波文庫、一九五七、四〇六頁を参照。ただし本稿での訳語は本書とは異なる。

(6) フランス革命期だけでなく、社会権が再び真摯に問われる機会になった一八四八年の二月革命期には、労働権の問題をめぐって社会主義者と自由主義者を対抗軸として原理的な省察を踏まえた大論争が展開されたことを想起すべきである。ロザンヴァロンはこの二つの時期をたえず念頭におきながら今日の社会権問題の帰趨を考えている。*Elat*, p. 152-168; *Repenser*, p. 131-161を参照。

(7) *Social Insurance and Allied Services. Reported by Sir William Beveridge. Presented to Parliament by Command of His Majesty November 1942.* London, His Majesty's Stationery Office, 1942, paragraph 458 (p. 171). ヲウマリマンジ報告『社会保険および関連サーヴィス』山田雄三監訳、至誠堂、一九六九、二六四―二六五頁。ただし、本稿での訳語は訳書とは異なる。

(8) 太平洋憲章は全八カ条から成り、領土不拡大、領土不変更、民族自決、貿易の自由、海洋の自由、軍備縮小、平和機構の

再建と並んで、「労働と社会保障」が謳われている。

- (9) この綱領の成立事情については、*Sécurité Sociale* II, p. 777-779 を参照。
- (10) *Etat*, p. 185.
- (11) ロザンヴァロンは社会権（国家が市民に負う負債）を市民法的な債権—債務関係の見地から捉えるべきではないと考えている。その理由は、社会権をこう解釈すると、福祉国家は単なる「補償機械」*machine à indemniser* にすぎなくなり（それに対応して社会権は単なる「受給権」にすぎなくなると、その社会的な積極性・能動性を失うことになり）、そのような福祉国家と社会権では「経済的なもの」と「社会的なもの」を分断することになるから、「排除」*exclusion* という新しい社会問題に対処しえないからである。したがって古典的な福祉国家を乗り越えようとする企図は、なんらかの仕方でも、社会権の再定義・再指定を迫られることになる。社会権はまさに福祉国家の将来と方向を決するキイ概念なのである。この点にかかわるロザンヴァロンの所説については、*Repenser*, p. 10-11 et 105-129 を参照。
- (12) *Etat*, p. 185-186.
- (13) Jean-Pierre Dumont, *La Sécurité sociale toujours en chantier*, Paris, 1981, *Etat*, p. 187.
- (14) *Etat*., p. 187-188.
- (15) *Ibid.*, p. 188-189.
- (16) *Ibid.*, p. 189.
- (17) 幹部職員とそれに準ずる人々の補足退職年金制度については、*Sécurité Sociale* III, p. 311-314 を参照。加藤智章『医療保険と年金保険』前掲、一六九—一七八頁。
- (18) 非幹部職員のための補足退職年金制度については、*ibid.*, p. 319-325 を参照。加藤智章『医療保険と年金保険』上掲、一七八—一九〇頁。
- (19) 被用者の補足制度の一般化に関する法律については、*Sécurité Sociale* III, p. 697-701 を参照。加藤智章『医療保険と年金保険』上掲、二九五—三〇一頁。

(20) *Eurat*, p. 189-190.

(21) *Ibid.*, p. 190.

(22) ロザンヴァロンは *Crise, Annexes 3 (Fiche 11 : Les prélèvements obligatoires dans les pays occidentaux)*, p. 187-189 のなかで OECD の二つのデータ（強制拠出率の推移。一九六五—一九八八）と「OECD 加盟諸国における拠出カテゴリー別の強制拠出の構成（一九八八年度）」に準拠してこうした国際比較を試みている。比較の対象となった国は、前者については、スウェーデン、オランダ、フランス、ドイツ、連合王国（大ブリテンと北アイルランド）、日本、合衆国の七カ国である。後者は、フランス、オランダ、スペイン、日本、イタリア、連合王国、ドイツ、合衆国、スウェーデン、カナダ、デンマークの十一カ国の比較である。これらのデータによれば（八八年度の比較）、フランス（対GDP比の拠出率四四・三％）よりも拠出率が高いのはスウェーデン、デンマーク、オランダの三カ国でそれらの拠出率は四八—五五％の間である（これら以外に表にはないが、ノルウェーとベルギーの二カ国もこのグループに入るとされている）。次に、拠出分をまず保除料と租税に区分し、さらに租税を三大カテゴリー（所得・事業収益税、物品・サービス税（付加価値税と、アルコール、ガソリン、煙草などの特定製品に課せられる税）、資産税）に区分してみると、拠出の内訳は国ごとに著しい偏差があることが分かるが、大別すれば強制拠出には次の三つの類型を区別できる。

① アングロ・サクソンとスカンディナビアの諸国（カナダ、合衆国、スウェーデン、デンマーク、連合王国）と日本では、所得・事業収益税が最も重要な財源をなしている。これは社会保障システムの租税代替化 *l'isatization* に対応している（オーストラリアもこの類型に属するとされる）。② スペイン、フランス、ドイツ、イタリア、オランダでは、社会保険料による財源部分が OECD 平均（二四・三％）を大幅に凌駕している。データが示されていないので内訳は不明だが、③ オーストリア、ギリシャ、アイルランド、ポルトガルのような他の国々は、とりわけ物品・サービス税に財源を依存している。

(23) ノジック Robert Nozick はアメリカの新自由主義を代表する政治哲学者（ハーバード大学哲学教授）。主著は『無政府、国家、ユートピア』(*Anarchy, State and Utopia*, New York, Basic Books, 1974)。本書は合衆国で発売当時から広範な知的反響をよび、一九七五年度の「国民図書賞」national book award の栄誉に輝いた。ロザンヴァロンはアダム・スミ

スを起点とする旧新自由主義思想の展開の基本系譜を解明した『福祉国家の危機』第一部「自由主義—福祉国家の批判から国家なき社会へ」のなかで、新自由主義を代表する理論家としてノジックとロールズ John Rawls (『正義の理論』*Theory of Justice*, Oxford, Clarendon Press, 1972) の二人をとりあげ、前者の理論を「無国家の経済理論」*La théorie économique du non-Etat* と命名し、後者の理論の特徴を「再分配国家に対抗する配分的正義」*La justice distributive contre l'Etat-redistributeur* と規定し、それぞれの理論の核心部分と主導的論理を別括している。ロサンヴァロンによれば、両者の理論に共通する特性と到達点は「社会的なもの否定」*négation du social* である。八〇年代のフランスが他の先進諸国に比較して相対的に新自由主義の影響を蒙ることが少なかったのは、ロサンヴァロンの作品に代表されるような知的潮流が健在であったためと、それを受容しそれに共鳴する社会的基盤が相当程度に存在しえたためではないかと思われる。*Crise*, p. 79-106 を参照。

(24) この点については François Ewald, *L'Accident nous attend au coin de la rue; Les accidents de la circulation, histoire d'un problème*, Paris, La Documentation française, 1982 を参照。

(25) たとえば、盗難保険に関して、保険会社は事実上、被保険者が盗難防止(安全)のために義務的な行動をとることを命じている。

(26) この不可視化の命題については、*Crise*, p. 41-48 を参照。ここでは、現代社会においては、再分配したがって連帯の組織化の中心的エージェントとしての福祉国家が、「巨大なインターフェイス」*grand interface* と化してしまっており、そのために個人と国家の関係が見えにくくなるとともに、諸個人の社会関係が空洞化されてしまい、福祉国家の正当性そのものが危機に陥ることが分析されている。

(27) この点については、*Etat*, p. 142-150 を参照。フランスでは、扶助は一七九六年以来二〇世紀初頭まで異質で不平等なシステムを温存したまま分権化されていた。その後各種の社会法によりこの不統一が是正されたが、扶助の分権化の事実そのものは変わらなかった。第二次大戦後は八〇年代初めまで社会保障制度の成熟と拡大に歩調を合わせて国家の対人サーヴィス領域への関与が増大する。しかし八二年の地方分権化法の制定により、新たな状況が訪れることになる。分権化法以降の

フランス社会福祉の状況については、出雲祐二「高齢者ケアの変遷と現状」フランスス」(『日本の在宅ケア』シリーズ「明日の高齢者ケア」No.2、第一章、中央法規出版、一九九一、二五七―二八四頁)が有益な情報を提供している。

(28) 一八七三年の資料に基づくロサンヴェアンの推計によれば、国家の扶助支出は一億二〇〇万フランすなわち当時のGNPの〇・三%をしめるにすぎない。この額は、当時の社会的必要と比しても少なすぎない。Eilat, p.147を参照。

(29) Eilat, p.192-193.

(30) シーグフリード法については、吉田克己『フランス住宅法の形成』東京大学出版会、一九九七、とくに第三章を参照。

(31) フランスの低廉住宅・社会住宅については、上掲書の他に、Roger-Henri Guerrand, *Le logement populaire en France: Sources documentaires et bibliographie*, Paris, Ecole Nationale Supérieure des Beaux-Arts, 1979; ditto, *Propriétaires & Locataires. Les origines du logement social en France (1850-1914)*, Paris, Quintette, 1987; Marie-Jeanne Dumont, *Le logement social à Paris 1850-1930. Les habitations à bon Marché*, Liège, Pierre Mardaga, 1991; Jean-Paul Flamand, *Loger le peuple. Essai sur l'histoire du logement social*, Paris, La Découverte, 1989; Jean Trical et Martine Villars, *Le logement à bon marché. Chronique Paris 1850-1930*, Boulogne, Apogée, 1982; Henri Provensal, *L'Habitat sain et à bon marché*, Librairie générale de l'architecture et des arts décoratifs, 1908; Emille Cheysson, *L'intervention patronale en matière de logements ouvriers*, Paris, Société d'économie sociale, 1908; 中野隆生「フランス第一帝政期における労働者住宅と民衆生活」(『人文学報』(東京都立大学)第二二九号、一九九二)同「フランス第一帝政期における労働者住宅の建設と販売」(『人文学報』第二二六号、一九九〇)、大森弘喜『フランス鉄鋼業史―大不況期からベル＝エポックまで』ミネルヴァ書房、一九九六を参照。

(32) Eilat, p.195.

むすび

以上の考察からすれば、フランスにおける福祉国家の「成立」時点を確認することは想像以上に困難な作業である

ことが分かる。労災補償法の成立が福祉国家の生成を画する歴史的転機役の役割を果たしたことは、今ではフランワ・エヴァールの克明な研究によって立証されている。しかし、本文で述べた理由で、一九四六年の社会保障法によって国民的なシステムとしての福祉国家レジームが名実ともに構築されたと判断するには無理がある。結局、制度そのものの創設だけでなくその実態をも重視するロザンヴァロンの所説をふまえて強いてその成立時点を求めるなら、フランスの福祉国家は一九七〇年代後半から八〇年代の初めにかけて成立したとみるのが妥当であろう。フランスではイギリスやスウェーデンと異なり、第二次世界大戦後も長い間「福祉国家」は学術用語としては定着しなかった。フランスでは福祉国家よりも社会保障や社会保護という表現の方が好まれた（ドイツでは生活の完全平等化を連想させたり、国家の庇護者的な役割を感じさせる福祉国家 Wohlfahrtsstaat は否定的な含意をもっている。それに代わって、肯定的に用いられるのは「社会国家」 Sozialstaat という用語<sup>(1)</sup>である。その理由は、すでに指摘したように、フランスの社会保障システムは法律的には国家管理ではなく、労使の共同管理に委ねられており、さらにその財源も基本的には労使共同負担（年金、疾病、失業）<sup>(2)</sup>か使用者負担（労災・職業病、家族手当）<sup>(3)</sup>の社会保険料に依存しているからである。このため、フランスでは七〇年代後半から八〇年代にかけて福祉国家という用語が市民権を確立していく時期と、その危機が顕在化した時期とがほぼ重なる結果になった。『フランスにおける国家』（一九九〇）までのロザンヴァロンは、福祉国家の危機、あるいはむしろそう理解されるものは、とりわけ官僚制的になりすぎたとされる連帯の管理運営に対する反発と、連帯の正当な規範についての問いかけとを不可分に表している、と理解していた<sup>(3)</sup>。福祉国家の危機は国民国家の危機でもあり、それはフランス革命を起点にして社会権を法的に確立するために提起された哲学的・思想的な諸問題を「新しい社会問題」<sup>(4)</sup>に対応しようとするような形で再考・再定義し、福祉国家の将来像を指し示すよう促す。ロザンヴァロンが『新しい社会問題—福祉国家再考』（一九九五）のなかで取り組んだのはまさ



にこの問題である。本書では、福祉国家の基盤をなす保険社会が八〇～九〇年代前半の社会状況のなかでその限界を露呈し揺らいでいることが総合的に分析されたあと、著者は古典的な福祉国家に代わりうる「新しい福祉国家」プログラムを大胆に提示することになる。

(注)

(1) 山田誠『ドイツ型福祉国家の発展と変容』ミネルヴァ書房、一九九六、七頁による。ドイツにおける「社会国家」概念の成立史については、Gerhard A. Ritter, *Der Sozialstaat Entstehung und Entwicklung im internationalen Vergleich*, München, R. Oldenbourg Verlag GmbH, 1991 (木谷・北住・後藤・竹中・若尾訳『社会国家—その成立と発展』晃洋書房、一九九六)を参照。

(2) 田端博邦、前掲論文、一一五頁をも参照。

(3) 九〇年代におけるロザンヴァロンの福祉国家危機論の特徴は、この危機を①財政的危機、②正当性の危機、③哲学の危機という三つの危機の複合と理解し、これらのなかでは第三の危機が最も重要であると主張する点にある。福祉国家の哲学の危機という立場は九〇年代前半に固められた。危機論とセットになるロザンヴァロンの福祉国家変容論については、本稿の姉妹編をなす拙稿「福祉国家の危機と再編——P・ロザンヴァロンの所説に寄せて——」(大山博・炭谷茂・武川正吾・平岡公一編『福祉国家への視座』ミネルヴァ書房、一九九九)を参照。

(4) 「新しい社会問題」については、本稿「はじめに」注(2)の著作紹介B-7のなかで言及されている。

(5) 「保険社会」の限界露呈と動揺についても、右記の拙稿のなかで説明されている。

(6) 「新しい福祉国家」(「能動的福祉国家」という表現については、Repenser, p.11 et 223を参照)。